

災害時における船舶による輸送及び応急対策業務に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と家島船舶協同組合（以下「乙」という。）は、災害時（地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合をいう。以下同じ。）における船舶による輸送及び応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に甲が乙に対して行う船舶による輸送及び応急対策業務の協力の要請に関し、適正かつ円滑な運営を期するため、その手続等について定めるものである。

（協力の要請と実施）

第2条 甲は、災害時において、次に掲げる業務を遂行するために必要があるときは、乙に対し、協力を要請することができる。

（1）救援物資又は応急対策資機材等の輸送業務

（2）船舶による応急対策業務

2 前項の規定による要請は、船舶による輸送及び応急対策業務への協力要請書（様式第1号）により、業務の内容及び期間等を指定して行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又は口頭により要請することができる。この場合において、甲は要請後、速やかにその内容を記載した文書を乙に交付するものとする。

3 乙は、第1項の規定による要請があったときは、当該要請のあった業務の実施に努めるものとする。

（報告）

第3条 乙は、要請のあった業務を実施したときは、速やかに、甲に対し、船舶による輸送及び応急対策業務への協力報告書（様式第2号）により報告するものとする。

（経費の負担及び支払）

第4条 第2条第1項の規定により乙が実施した業務に要した費用（人件費、輸送費、燃料費等、乙が支出した額）のうち甲が負担する経費については、甲乙協議して決定するものとする。

（事故等）

第5条 乙の供給した船舶が故障その他の理由により運航を中断したときは、乙は当該船舶を交換するなどの措置を講じ、その供給に努めるものとする。

2 乙は、第2条第1項各号に規定する業務の実施に際し、事故が発生したときは、甲に対し、速やかにその状況を報告するものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、この協定の内容を円滑に実施するため、あらかじめ連絡担当者を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡をとるものとする。

（有効期間）

第7条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が、文書をもって協定の解除を通知しない限りその効力を持続するものとする。

（雑則）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議の上定めるものとする。また、この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２８年（２０１６年）１月１４日

甲 姫路市安田四丁目１番地
姫路市
姫路市長 石 見 利 勝

乙 姫路市家島町真浦５９１番地
家島船舶協同組合
理事長 安 積 保 夫

家島船舶協同組合 理事長 様

姫路市長

船舶による輸送及び応急対策業務への協力要請書

災害時における船舶による輸送及び応急対策業務に関する協定第 2 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 救援物資又は応急対策資機材等の輸送業務

輸送物資	数量	輸送活動期間	輸送区間	備考
		(自) 月 日	から	
		(至) 月 日	まで	

2 船舶による応急対策業務

業務内容	支援期間	備考（業務内容の詳細）
	(自) 月 日	
	(至) 月 日	

（あて先）姫路市長

家島船舶協同組合
理事長

船舶による輸送及び応急対策業務への協力報告書

災害時における船舶による輸送及び応急対策業務に関する協定第 3 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 救援物資又は応急対策資機材等の輸送業務

業務実施月	輸送物資	数量	輸送区間	輸送回数	従事人員	従事船舶	備考
月 日			から まで	延 回	人	隻	

2 船舶による応急対策業務

業務実施月日	業務内容	使用資機材	従事人員	備考
月 日			人	